

答 申 書
(答申第63号)
平成19年10月24日

1 審査会の結論

用地交渉日誌に類する書類（平成2年度から平成12年度まで）を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、道道〇〇〇線道路整備（〇地区）に関連する用地交渉日誌に類する書類（平成2年度から平成18年度まで）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成〇年度4件及び平成〇年度2件の道道〇〇〇〇線交安工事（〇地区）（以下「本件工事」という。）に関連する復命書（以下「開示復命書」という。）を特定し、これらの公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分を行ったが、平成2年度から平成12年度までの復命書は、保存期間の満了により廃棄済みであることを理由として条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分について、復命書の保存期間が5年であることは理解するが、当初の計画どおり工事がなされていない区間については経過書類があるとして、本件処分を用地交渉等の日誌等の類を開示する処分に変更することを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、次のとおり主張する。

平成2年度から平成12年度までの本件工事に関連する復命書は、知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）第9条の規定に基づき、保存期間が5年と定められており、保存期間の満了により廃棄済みである。

また、北海道建設部の所掌する公共事業の用に供する土地等の取得等に関する事務の処理に当たって依拠する北海道建設部公共事業用地事務取扱要領（昭和42年8月1日施行。以下「取扱要領」という。）第25条では、土地等を取得しようとするときは、その価額を別記第31号の評価調書により評定しなければならないとされており、さらに取扱要領第26条第1項では、評価調書を作成したときは、土地等の権利者と、補償についての協議を開始しなければならないとされているが、過去5か年において、評価調書は作成されておらず、取扱要領第26条第3項に定める別記様式第32号協議記録書は作成されていない。

なお、取扱要領第26条第3項ただし書において、復命書により、その協議経過が確認できるものについては、復命書をもって協議記録書とすることができるとされているが、当然、この協議記録書に代わる復命書も作成されていない。

このため、当該区間に係る唯一の公文書として、本件工事に関して職員が行った

出張に伴い作成された開示復命書を特定したものである。

イ 異議申立人は、当初の計画どおり工事がなされていない区間については経過書類がある旨主張していることから、当審査会が、実施機関に対し、経過の分かる書類が復命書以外にないのかどうか、また、ない場合、事務処理上問題のない理由について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

審議の対象となっている本件工事に関する概要は、〇〇〇町字〇〇などにおいて、歩行者の安全と自動車の円滑な走行を確保するため、全長約3.9kmにわたり道道〇〇〇〇線の片側に歩道を新たに設置することを主な目的として、平成〇年度から本件工事に着手したものである。

異議申立人の所有地付近において、平成〇年度から〇年度にかけて、本件工事を実施する予定であった670m区間のうち140mにわたって、歩道設置工事を中断した理由は、整備を進めるに当たっては、〇橋の架換が必要であるが、架換後の橋梁は現橋に比べ、橋長が延伸される予定であるため、同橋の端部で接続している町道の取付位置を異議申立人の所有地側に移動させる必要があり、町道の移設に伴う町道敷地を確保するため、異議申立人の所有地を取得する必要性が生じたが、異議申立人の協力を得ることができなかった。

なお、道道本体に関する本件工事区間については、異議申立人の所有地を事業用地として取得する必要はなく、本件工事を中断した区間以外の工事区間については、平成〇年度までに歩道の整備を完了している。

本件工事の再開に向けて、必要となる公文書は、本件工事が完了した区間における工事設計書（マイクロフィルムにより保存）、現況平面図、及び平成〇年度に現地を調査した際に作成した図面が保存されており、必要な書類は具備されている。

なお、平成〇年に実施した本件工事が完了してから既に〇年を経過し、この間、取り巻く環境も変化していることなどから、いずれにしても、所要の調査が必要となるものと想定している。

したがって、これらの公文書と開示復命書をもとに所要の調査を行えば、事業を執行していく上で、特段の支障は生じないものと考えている。

以上のように、異議申立人が行った開示請求に対応する公文書としては、復命書以外にないものであり、保存年限を経過した復命書について、本件処分を行ったものである。

ウ 実施機関は、イで述べたとおり、経過書類がなくても事務処理上問題のない理由の一つとして、開示復命書のことを説明していることから、当審査会が開示復命書を見分したところ、実施機関が地権者である異議申立人に対して、本件工事の説明をしたこと、また、その結果、協力が得られなかった理由が簡潔に記載されているが、平成〇年度から〇年度にかけて行われた本件工事が中断した経過については、記載されていないことを確認した。

当審査会としては、本件工事が中断しているにもかかわらず、その経過が分かる書類が復命書以外にはなく、平成2年度から平成12年度までは、保存期間の満了により廃棄済みであるとの実施機関の説明には、説得力がなく、疑問が残る。

しかしながら、これを覆す証拠を見いだせないのも事実である。

したがって、実施機関の説明は、これを是認せざるを得ないものと認められ、実施機関が、平成2年度から平成12年度までの用地交渉日誌に類する書類を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 本件処分に対する意見について

実施機関が、平成2年度から平成12年度までの用地交渉日誌に類する書類を不存在としたことは、上記のとおり妥当と認めざるを得ないものではあるが、本件工事が中断していることからすれば、その当時の経過が分かる書類がないということは、事務処理上適切とまでは言えないものである。

行政には、公正妥当な事務処理が要求されているのであり、そのため、事務処理は原則として文書によって行うこととされており、さらに意思決定の内容、経緯等を保存していると考えられることから、実施機関においては、今後、本件のように工事が中断し完了していない場合は、その経過が分かる書類を作成し保存しておくことを望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年7月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号63） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年7月20日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年8月20日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成19年9月10日 （第三部会）	○ 実施機関から補足説明を聴取 ○ 審議
平成19年10月19日 （第三部会）	○ 審議
平成19年10月23日 （第24回審査会）	○ 答申案審議
平成19年10月24日	○ 答申